

交通政策審議会第 100 回港湾分科会に係る港湾計画に対する環境省意見

大阪港港湾計画の一部変更について、埋立て等に伴う直接改変による自然環境への影響が懸念される。

このため、計画の具体化に当たっては、関係機関等とも調整を図りつつ、以下の点について十分配慮されるよう、港湾管理者に伝達されたい。

[大阪港港湾計画（一部変更）]

今回の港湾計画の一部変更においては、フェリー埠頭計画の変更及び新規計画において計 7.5 ha の埋立てが計画されている。

本港湾区域は、瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋立てについては、「瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について（答申）」（昭和 49 年 5 月 9 日瀬環審第 12 号）において厳に抑制すべきであるとされていることから、その趣旨を踏まえ、本計画による埋立面積の削減が図られている。

一方、本計画では、航路・泊地の整備が新たに計画され、浚渫土砂の発生が見込まれているところ、「浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針（改訂案）」（平成 25 年 7 月国土交通省港湾局）において、「港湾事業等により発生する浚渫土砂については、海洋環境への影響を軽減する観点から、海洋投入処分量を可能な限り削減するとともに、良好な海域環境を保全・再生・創出するため、「有効利用」することが重要である」とされていることから、港湾管理者においては、今後、浚渫土砂の有効活用を推進するよう努められたい。また、埋立てに新港地区等の浚渫土砂以外の土砂を埋立てに使用する場合には、可能な限り土砂の採取等による環境影響を最小限に抑えるよう努められたい。